

確定申告をされた時期によっては、申告内容が決定額に反映されていない場合があります。その場合は申告内容を確認した時点で、住民税額を更正し変更通知をお送りします。

- 1月以降の退職の場合は必ず一括徴収してください。(地方税法第321条の5第2項)
- 異動があった場合はすみやかに異動届を提出してください。
- 納付書は訂正してお使いください。

今年度からの変更点が中に記載されています。必ず一読ください。

## 令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

この綴は、本年6月より来年5月の最終納入まで12ヶ月間の取扱要領と異動届等の関係書類をまとめたものです。  
よくご覧のうえ、大切に保存してください。

森と湖沼のふるさとファッションのまちやまのべ



Y A M A N O B E M A C H I

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

税務課 (直通電話) (023)667-1105  
FAX (023)667-1108

町県民税の特別徴収につきましては、深いご理解と格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和8年度の町県民税及び森林環境税の特別徴収をお願いすることになりましたが、その取扱いについては、本冊子記載事項にご留意のうえ、一層のご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、お手数ですが、別添の特別徴収税額決定通知書（納税者用）を各納税者にお渡しくくださるようお願いいたします。

### ■ この「しおり」に綴り込んである書類

1. 町民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱いの説明
2. 指定通知書 1枚
3. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 1枚
4. 特別徴収新規該当者届 1枚
5. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書 3枚

### ■ 納入取扱場所

- 山形銀行
  - 荘内銀行
  - きらやか銀行
  - 東北労働金庫
  - 山形農業協同組合
- ）本、支店
- ゆうちょ銀行・郵便局 ※

#### ※《ゆうちょ銀行・郵便局の注意点》

山形県、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県以外の地域のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、最初の納入の際に綴り込み「2. 指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

なお、前年度に利用された取扱店（局）は引き続き利用できます。

“口座番号”に「02250-4-961061」と印字されているもの。

山形県山

市区町村コード	口座番号	加入者名
0:6:3:0:1:1	02250-4-961061	山辺町会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
		円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (源泉徴収)	円
	納 入 退 職 所得分	円
納 入 金 額 (2)	延滞金	円
	督促手数料	円
納期限	年 月 日	合計額
		円
(特別徴収義務者) 〒		領 収 日 付 印
住 所 又は 所在地	殿	
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

個人町民税  
個人県民税  
森林環境税 納入書㉔

山形県山辺町

市区町村コード	口座番号	加入者名
0:6:3:0:1:1	02250-4-961061	山辺町会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
		円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (源泉徴収)	円
	納 入 退 職 所得分	円
納 入 金 額 (2)	延滞金	円
	督促手数料	円
納期限	年 月 日	合計額
		円
(特別徴収義務者) 〒		領 収 日 付 印
住 所 又は 所在地	殿	
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

個人町民税  
個人県民税  
森林環境税 納入済通知書㉕

山形県山辺町

市区町村コード	口座番号	加入者名
0:6:3:0:1:1	02250-4-961061	山辺町会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
		円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (源泉徴収)	円
	納 入 退 職 所得分	円
納 入 金 額 (2)	延滞金	円
	督促手数料	円
納期限	年 月 日	合計額
		円
(特別徴収義務者) 〒		領 収 日 付 印
住 所 又は 所在地	殿	
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり通知します。(受付店→山形銀行山辺支店(取りまとめ店)→山辺町(町保管))

“取りまとめ店”に「仙台貯金事務センター」と印字されているもの。

納入済通知書の納入金額欄に多記号は記入しないでください。

〈納入書以外の納付方法〉

- 地方税ポータルシステム「eLTAX」共通納税システムによる納入
- 「山形銀行山辺支店 575488」への送金による納入

納入すべき金額が“納入金額（1）”の欄の金額と異なるとき使用例

個人町民税  
個人県民税 領収証書㊦  
森林環境税

山形県山辺町

市区町村コード	口座番号	加入者名
063011	02250-4-961061	山辺町会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
0080000000	<del>53,200</del> 円	
納期	令和9年5月分	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	5 9 4 0 0
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
合計額		5 9 4 0 0
(特別徴収義務者) 千	領 収 日 付 印	
住 所 又は 所在地	殿	
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

個人町民税  
個人県民税 納 入 書㊦  
森林環境税

山形県山辺町

市区町村コード	口座番号	加入者名
063011	02250-4-961061	山辺町会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
0080000000	<del>53,200</del> 円	
納期	令和9年5月分	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	5 9 4 0 0
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
合計額		5 9 4 0 0
(特別徴収義務者) 千	領 収 日 付 印	
住 所 又は 所在地	殿	
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

個人町民税  
個人県民税 納入済通知書㊦  
森林環境税

山形県山辺町

市区町村コード	口座番号	加入者名
063011	02250-4-961061	山辺町会計管理者
指 定 番 号	納入金額(1)	
0905800000000000	<del>53,200</del> 円	
納期	令和9年5月分	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	5 9 4 0 0
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
合計額		5 9 4 0 0
(特別徴収義務者) 千	領 収 日 付 印	
住 所 又は 所在地	殿	
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり通知します。(受付店→山形銀行山辺支店(取りまとめ店)→山辺町(町保管))

納入済通知書の納入金額欄に多記号は記入しないでください。

※ 印字されている納入金額（1）の金額を二重線で取消し、納入金額（2）の  
給与分と合計金額の欄に鮮明に記載して納入してください。

## ■ 特別徴収事務及び税額の納入のしかた

令和8年度の町・県民税は、年税額を6月から翌年5月まで12回に分けて特別徴収していただくことになります。

### 1. 税額通知について

- (1) 個人別税額通知書は、事業所用と納税者用の2部1組で送付しました。お手数ですがご点検のうえ納税者用通知は各納税者にお渡しくださるようお願いいたします。
- (2) 給与支払報告書を提出した方で、税額通知のない方は税額がない方(非課税者を含む)です。ただし、税額通知発送後に、他の所得が合算されたなどの理由で新たに納税義務が生ずることがあります。その際はあらためてご通知いたします。
- (3) 年税額が6,000円の方については、1回目ですべての税額を納入していただくようになります。

### 2. 特別徴収事務とは

納税者の便宜をはかるため、地方税法並びに町税条例の規定により、1年間に納付しなければならない町県民税額を12回にわけて、毎月の給料から差し引いて、事業所ごとに一括して納めていただく制度のことです。

### 3. 特別徴収される人

令和8年1月1日現在山辺町内に住所を有し、令和7年中に給与の支払いを受け、かつ4月1日現在において給与の支払いを受けている人を行います。

### 4. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする者で所得税を徴収する義務があり、町税条例によって指定された事業所を行います。

### 5. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日(その日が祝日又は休日もしくは土曜日のときはその翌日またはその翌々日)です。

### 6. 納入方法

各納税者から徴収された月割額の合計額を、同封してある「納入書」

により納入してください。

### 7. 納期限の後に納入する場合の延滞金

特別徴収義務者が、特別の理由がなくて納期限まで月割額を納入しなかった場合は、その納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%(納入期限の翌日から一月を経過するまでの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合))の割合で計算した額の延滞金を本税と一緒に納入してください。

※ 令和8年中の延滞金の割合は、延滞金特例基準割合(令和8年中は、年1.8%)に年7.3%を加算した年9.1%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、1%を加算した年2.8%)の割合になります。

ただし、税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。

### 8. 特別徴収税額の変更

町県民税の特別徴収税額を通知したあとに、税額を変更する必要があるときは、「事業所用」と「納税者用」の税額変更通知をお送りします。この場合、「納税者用」は納税者に直ちにお渡しください。

## ■ 納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

異動があった場合は、翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。  
(届出が遅れたり、提出のない場合は督促状や催告書が出ることがあります。)

### 1. 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が、退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由、退職時までの給与支払額、控除した社会保険料額等を記入して提出してください。

なお、給与から徴収できなくなった税額の納入方法には、次の2つがあります。

#### (1) 一括徴収

特別徴収税額のある給与所得者が退職し、次に該当するときは特別徴収税額について、退職金などが支払われた際に一度に特別徴収義務者において徴収し、納税していただくことができます。

##### ① 異動の日が令和8年6月1日から12月31日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額は納税者と話し合いのうえ、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて当月分と同時に納入してください。

##### ② 異動の日が令和9年1月1日以降の場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を納税者の申し出がなくても一括徴収し、当月分と同時に納入してください。（地方税法第321条の5第2項による。）

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の「一括徴収」欄に給与又は退職手当等の支払い予定月日、徴収予定額、納入月分を記入して、退職した給与所得者の印を押印してください。

死亡退職の場合は一括徴収ができませんので、普通徴収にしてください。

#### (2) 普通徴収

(1)の①の場合で一括徴収ができないときは、納税通知書を本人に送付し、納税者から残税額を直接納入していただきます。

### 2. 転勤の場合

転勤等により勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収されることを納税者が希望した時には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たに給与等の支払いをすることになった勤務先の名称と所在地、および何月分から徴収していただくことになるか、新しい勤務先へ必ず連絡されてから必要な事項を記入した「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を、当町税務課まで至急提出してください。

※非課税者についても異動がありましたら異動届出書の提出をお願いします。

## ■ 退職所得の分離課税にかかる町県民税の特別徴収について

退職所得に対する町県民税は、給与所得と同様に退職手当等も支給するとき、その額により町県民税額を徴収していただきます。

### 1. 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職所得等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、当町に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助をうけている人および死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されている場合は除かれます。

### 2. 退職所得割額の求め方

退職手当等の収入金額から勤続年数に応ずる退職所得控除額を差し引いた金額に、分離課税に係る所得割の税率を乗じて算出します。

(税率は、町県民税の所得割税率に同じ。)

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

### 3. 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは } 80 \text{ 万円})$$

イ 勤続年数が20年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

※本人が障害者になったことに起因して退職した場合は、控除額がさらに100万円加算されます。

※以下については、退職所得割額を求める計算式の1/2は適用されません。

- ・勤続年数が5年以下の法人役員
- ・役員以外で、勤続年数が5年以下の方の、退職所得を控除した残額のうち300万円を超える部分

### 4. 納税の方法

納税義務者が1月1日現在に住所を有していた市町村に納入することになっています。

山辺町に納入する場合は、給与所得にかかる特別徴収の月割を納入する際に使用する納入書の退職欄に税額を記入し、その月分は翌月10日までに納入してください。

なお、納入書の裏面に「分離課税にかかる町・県民税の納入申告書」がついておりますので、お忘れなく所要事項を記入してくださるようお願いいたします。

## ■ 町民税・県民税・森林環境税の計算方法

町民税及び県民税の税額は、次のように算出されています。

ただし、分離譲渡所得や山林所得、その他特殊な税額計算が行われる人は、別の計算方法により算出されていますので、わからない点がありましたら、税務課へお問い合わせください。

町民税額＝課税標準額×税率－税額控除額＋町民税均等割額

県民税額＝課税標準額×税率－税額控除額＋県民税均等割額

### 〔1〕納税義務者

令和 8 年 1 月 1 日現在、山辺町内に住む人

### 〔2〕非課税の範囲

① 次に該当する方は、町・県民税が課税されません。

イ．生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

ロ．障害者、未成年者（平成 20 年 1 月 3 日以降生まれ）、寡婦、ひとり親の方で令和 7 年中の合計所得金額が 135 万円以下の方

② 次に該当する方は、町・県民税の均等割が課税されません。

合計所得金額の金額が、山辺町条例で定める所得〔28 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋扶養親族がいる場合は 17 万円〕以下の場合

③ 次に該当する人は、町民税の所得割額が課税されません。総所得金額等の金額が、〔35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は 32 万円〕以下の場合

### ④ 調整措置による税額控除

下記の計算を行った結果、調整額が算出なった場合は、その金額が所得割額から控除されます。

〔35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10 万円＋同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は 32 万円〕－（総所得金額等－算出税額）＝調整額

〔3〕均等割

(1) 町民税 3,000円 (2) 県民税 2,000円

※森林環境税（国税）1,000円は、均等割に合算して納入となります。

〔4〕所得割

町民税・県民税とも前年中の所得金額を基礎に次の算式で計算します。

$$\boxed{\text{給与収入金額}} \rightarrow \boxed{\text{給与所得控除後の金額}} + \boxed{\text{その他の所得}} = \boxed{\text{合計所得金額}} - \boxed{\text{所得控除金額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{算出所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{年税額}}$$

〔5〕税率

税率	町民税	県民税
	6%	4%

〔6〕所得控除額

① 雑損控除額

次のいずれか多い金額

㊦ (損失の金額－保険金等により補てんされた金額)－(総所得金額等×10%)

㊧ (災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた金額)－5万円

② 医療費控除額

(支払った医療費－保険金等により補てんされた金額)－(所得金額の合計額の5%か10万円のいずれか低い金額)(最高200万円)

③ 社会保険料控除額……支払った額

④ 小規模企業共済掛金等控除額……支払った額

⑤ 生命保険料控除

支 払 金 額		控 除 額
新 契 約	12,000 円以下のとき	全額
	12,000 円超 32,000 円以下のとき	支払金額の 1/2 + 6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下のとき	支払金額の 1/4 + 14,000 円
	56,000 円超のとき	28,000 円
旧 契 約	15,000 円以下のとき	全額
	15,000 円超 40,000 円以下のとき	支払金額の 1/2 + 7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下のとき	支払金額の 1/4 + 17,500 円
	70,000 円超のとき	35,000 円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合新契約と旧契約それぞれ上の算式 により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）		

⑥ 地震保険料控除

支 払 金 額		控 除 額
保 險 料 地 震	50,000 円以下のとき	支払金額の 1 / 2
	50,000 円超のとき	25,000 円
契 約 旧 長 期	5,000 円以下のとき	全額
	5,000 円超 15,000 円以下のとき	支払金額の 1 / 2 + 2,500 円
	15,000 円超のとき	10,000 円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000 円		

※旧長期損害保険については、平成18年12月31日まで締結したものに限りま。

- ⑦ 障害者控除額…納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族 1 人につき260,000円、特別障害者は300,000円、同居の特別障害者については530,000円
- ⑧ 寡婦控除額…260,000円、ひとり親控除額…300,000円
- ⑨ 勤労学生控除額…260,000円

⑩ 配偶者(特別)控除額

令和7年12月31日(死亡された方は死亡の日)現在あなたと生計を一にし、次に該当する配偶者について受けられます。

	納税者本人の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入金額)	納税者本人の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕
配偶者控除	58万円以下 (123万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (185万円超 190万円以下)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (190万円超 197万1,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (197万1,999円超 201万5,999円以下)	3万円	2万円	1万円
133万円超 (201万5,999円超)	0円	0円	0円	

次の場合は配偶者控除及び配偶者特別控除は受けられません。

- ㊦ あなたの令和7年分の合計所得金額が、1,000万円を超える場合
- ㊧ 配偶者が青色事業専従者又は白色事業専従者に該当する場合
- ㊨ 配偶者が他の扶養親族とされている場合

⑪ 扶養控除額

扶養親族1人につき330,000円。老人扶養(昭和31年1月1日以前生まれ)は380,000円、特定扶養(平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ)の親族1人につき450,000円。

同居老親等扶養親族1人につき450,000円。

⑫ 基礎控除額…430,000円(合計所得2,400万円以下のとき)

⑬ 特定親族特別控除

平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの親族で、令和7年中の所得が58万円超から123万円以下の方を有する場合、次の表の控除を受けられます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)	納税義務者の 特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

〔7〕譲渡所得の税額計算

①分離長期譲渡の税率（特別控除後の課税長期譲渡所得金額×%）

●一般の場合

町民税 3.0% 県民税 2.0%

●優良住宅地等を譲渡した場合

2,000万円以下の部分 町民税 2.4% 県民税 1.6%

2,000万円を超える部分 町民税 3.0% 県民税 2.0%

●居住用財産を譲渡した場合（特別控除 3,000万円控除後）

6,000万円以下の部分 町民税 2.4% 県民税 1.6%

6,000万円を超える部分 町民税 3.0% 県民税 2.0%

②分離短期譲渡の税率（課税短期所得金額×%）

町民税 5.4% 県民税 3.6%

※国または地方公共団体等に対する土地の譲渡に係る短期譲渡所得は、町民税 3.0%、県民税 2.0%

〔8〕株式等に係る譲渡所得等に対する税額計算方法

町民税 3.0% 県民税 2.0%

〔9〕税額控除額

①調整控除の計算方法（前年の合計所得金額が2,500万円以下のとき）

課税所得金額	調整控除額
200万円以下の方	①と②のいずれか小さい額の5% ① 人的控除額の差の合計額 ② 課税所得金額
200万円を超える方	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 5% ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円となります。

「人的控除額の差」の一覧

障害者		10,000円	扶養控除		
特別障害者		100,000円	一般の扶養親族	50,000円	
同居特別障害者		220,000円	特定扶養親族	180,000円	
本人のみ該当	寡婦	10,000円	老人扶養親族	100,000円	
	ひとり親控除	母	50,000円	同居老親等	130,000円
		父	10,000円		
	勤労学生	10,000円			
基礎		50,000円			

		納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額			
	48万円超50万円未満		5万円	4万円
50万円以上55万円未満		3万円	2万円	1万円

② 配当所得の税額控除率

課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投 資 信 託 等	外 貨 建 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外 貨 建 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当所得×上記控除率＝配当控除額

なお、少額配当所得等は配当控除は行われない。

③ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

④ 住宅ローン控除

● 2009年から2025年までに入居され、2009年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける方で、控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方は、最高97,500円を限度に翌年度の町県民税（所得割）から控除します。

● 2014年4月から2021年12月31日までに入居された場合は、最高136,500円を限度とします（消費税率が8%または10%である場合）。

いずれの場合も、年末調整や確定申告をされると特別な申告は不要ですが、確定申告書や給与支払報告書に、住宅ローン控除可能額や居住開始年月日の記載が無い場合、住宅ローン控除を受けられない場合があります。

⑤ 寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）を控除する。

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- 2 山形県共同募金会又は日本赤十字社の山形県支部に対する寄附金
- 3 町民税は山辺町の条例で定める寄附金。また県民税は山形県の条例で定める寄附金。

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）を控除する。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

## ■ そ の 他

1. 納税者は税額通知に不服のある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
2. 休業・解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合は、「異動届出書」を提出してください。また、新たに特別徴収の該当者がいる場合は、「新規該当者届」を提出してください。
3. 社名変更・住所変更などがあった場合は、直ちに「所在地・名称等変更届」を提出してください。
4. 町県民税特別徴収税額の通知書や納入書などに記入された指定番号は、あなたの事業所を表示したものです。今後山辺町に提出される書類には、必要事項記入とともに必ずこの番号を記入してください。
5. 「納入書」用紙は余分に同封してありますが、必要なときはご連絡ください。なお、「納入税額」の表示については、明確に記入してください。
6. 町県民税は令和8年1月1日現在山辺町へ住んでいる方に課税されます。令和8年1月2日以降に町外へ転出された方でも、令和8年度(翌年5月まで)分は山辺町へ納めてください。